

平成29年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年8月25日 開会

平成29年8月25日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

8月25日（金曜日） 第2号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の選挙	4
議長あいさつ	4
議案第5号から議案第8号まで4件上程、説明、採決	5
閉会	9

議 事 日 程

平成29年8月25日（金曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 議長の選挙
 - 第5 議案第5号 平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第6 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第7 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第8 議案第8号 平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
-

◎諸般の報告

- 一 議員辞職許可
-

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議長の選挙
 - 日程第5 議案第5号 平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第6 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第7 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第8号 平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
-

出席議員（38人）

1番 浅井文彦君

2番 須田 眞君

3番	松原徳和君	27番	松原秀安君
4番	広瀬幹雄君	28番	広江正明君
5番	岩井哲二君	29番	大橋孝君
8番	尾関健治君	30番	中川満也君
10番	武藤鉄弘君	31番	西脇康世君
11番	水野光二君	32番	谷村成基君
12番	松井聡君	33番	木野隆之君
13番	小坂喬峰君	34番	堀正君
14番	海老和允君	37番	渡辺幸一君
15番	森弓子君	38番	岩谷真海君
16番	加藤靖也君	40番	南山宗之君
17番	浅野健司君	42番	佐藤光宏君
19番	林宏優君	43番	岩田敏雄君
20番	棚橋敏明君	44番	加納福明君
22番	藤原勉君	45番	金子政則君
23番	日置敏明君	46番	横家敏昭君
25番	伊藤嚴悟君	47番	今井俊郎君
26番	松永清彦君	48番	渡邊公夫君

欠席議員（11人）

6番	國島芳明君	35番	富田和弘君
7番	古川雅典君	36番	宇佐美晃三君
9番	青山節児君	39番	戸部哲哉君
18番	富田成輝君	41番	板津徳次君
21番	都竹淳也君	49番	成原茂君
24番	村山鏡子君		

説明のため出席した者

広域連合長	細江茂光君	事務局長	伏屋真敏君
副広域連合長	小川敏君	会計管理者兼会計課長	吉田鈇蔵君
副広域連合長	藤井浩人君	総務課長	佐竹裕樹君
副広域連合長	服部秀洋君	資格電算課長	伊藤昭君
副広域連合長	岡崎和夫君	給付課長	西川英文君
副広域連合長	井戸敬二君		

職務のため出席した事務局職員

書記長 村下裕史

開 会

午後1時30分 開 会

○副議長（岩谷真海君） 皆様こんにちわ。副議長の岩谷でございます。

本議会の議長でありました、岐阜市選出の杉山利夫議員から5月18日付で議員辞職願が提出され、これを許可いたしましたので、ただいま議長が欠けております。

よって地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会を開会いたします。

－ 諸般の報告 －

○副議長（岩谷真海君） 日程に入るにあたりまして諸般の報告を行います。

まず、去る4月28日付で、下呂市選出の中野憲太郎議員から、5月11日付で、大垣市選出の川上孝浩議員から、5月18日付で、岐阜市選出の江崎洋子議員から、7月11日付で、七宗町選出の福井徳一議員から、議員辞職願が提出され、これを許可いたしましたので、会議規則第83条第2項の規定により、御報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○副議長（岩谷真海君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付したとおりでございます。

第1 議席の指定

○副議長（岩谷真海君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、私において、2番 須田 眞君、3番 松原徳和君、5番 岩井哲二君、15番 森 弓子君、17番 浅野健司君、25番 伊藤巖悟君、26番 松永清彦君、42番 佐藤光宏君、44番 加納福明君、以上のとおり指定いたします。

第2 会議録署名議員の指名

○副議長（岩谷真海君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第75条の規定により、私において、26番松永清彦君、27番 松原秀安君の両君を指名いたします。

第3 会期の決定

○副議長（岩谷真海君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩谷真海君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

第4 議長の選挙

○副議長（岩谷真海君） 日程第4、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、私において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩谷真海君） 異議なしと認めます。よって、私より指名いたします。

議長には、須田 眞君を指名いたします。ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩谷真海君） 異議なしと認めます。よって、須田 眞君が議長に当選されました。

ただいま当選されました須田 眞君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長からご挨拶がございます。

〔須田 眞君登壇〕

○2番（須田 眞君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長に推挙いただきました岐阜市議会議長の須田 眞でございます。

岐阜県内42市町村で構成される広域連合議会の議長という大役をいただきましたことは、大変光栄なことであります。

皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、公平公正な議会運営に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○副議長（岩谷真海君） 須田議長、議長席にお着きください。私の職務はこれで終わりました。まことにどうもありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

第5 議案第5号から第8 議案第8号まで

○議長（須田 眞君） それでは会議を続行します。日程第5、議案第5号から日程第8、議案第8号まで、以上4件を一括して議題とします。

これら4件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） 平成29年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたりまして、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに関係市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、昨年12月末に国が公表いたしました保険料軽減判定における標準システム誤りについてお話しをさせていただきます。

後期高齢者医療制度の全国共通標準システムにおきまして、被保険者の一部の方について保険料の軽減判定が誤って行われ、本来と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計となっております。

当広域連合におきましては、本年4月に保険料の賦課更正を行い、納め過ぎとなっております504件、1,000万9千100円を被保険者様に返還させていただき、徴収が過小となっております165件、241万1千300円につきましては被保険者様に追加納付のお願いをいたしました。

今回の国の標準システム誤りに関し、当広域連合は、平成26年12月に国に対して問い合わせを行い指摘をしておりましたが、昨年末の発表にいたるまで回答はございませんでした。

この件に関しましては、去る6月7日、全国後期高齢者医療広域連合協議会会長より厚生労働大臣あてにシステム改修時のチェック体制の整備や再発防止策の徹底について要望書を提出しております。

被保険者の皆様方、また、関係市町村におかれましては大変ご迷惑をおかけしております。被保険者の皆様に安心して医療を受け続けていただくための制度の安定かつ健全な運営が出来ますよう努力をしてみたいと考えております。

それでは、諸般の情勢等について申し上げます。

厚生労働省が公表いたしました平成27年度の医療の動向によりますと、概算医療費は約41.5兆円で、前年度に比べ3.8%の増加となりました。後期高齢者の医療費につきましては約15.1兆円で国民医療費全体の36.4%であり、増加率は、4.4%となっております。なお、平成27年度の国民一人当たり医療費は、32.7万円であり、後期高齢者については、94.8万円と3倍近くかかっております。

なかでも調剤費につきましては、約7.9兆円で9.4%の増となっております。これは、C型肝炎治療薬などの高額な新薬が広く普及したことによるものと考えられます。

このことを踏まえ、新薬の適正な価格、後発医薬品、ジェネリック薬品の推進等、調剤費を抑制することが課題となり、国は昨年4月から、薬価についての特例再算定制度を導入するなど薬価制度の抜本改革の取り組みを進め、昨年末には基本方針を発表しました。

主な内容は、市場の実勢価格を反映するため、2年に1回としてきた薬価改定を毎年実施することや、費用対効果の評価を本格的に導入する加算制度の見直しであります。このような薬価制度の改革により、平成28年度の調剤費は減少傾向に転じましたが、今後も、新薬の開発や、医療の進展によりわが国の医療費は後期高齢者を中心に増大することが予想されております。

また、高齢化の進展と社会保障費の増大は、わが国固有の問題ではなく世界中で加速しております。7月15日には、日本と東南アジア諸国連合いわゆるアセアンとの初の保健相会合が開かれ、誰でも適切な保健医療サービスを、負担可能な費用で受けられるユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成と高齢化に備え、住み慣れた地域で医療・介護などのサービスを受けられる地域ケアの推進が議論されました。

世界でも例を見ない速度で高齢化が進む日本においては、内閣府が6月9日に閣議決定をした経済財政運営と改革の基本方針2017において、経済財政一体改革の推進として医療・介護、社会資本、科学技術、教育など各分野において、データの蓄積・利活用が重点項目となりました。

特に社会保障分野におきましては、医療・介護は、経済の伸び以上に増加しているため、その要因を分析し、データに基づく政策の戦略的展開により、個人・保険者・医療機関等の自発的な行動変容を促すことが必須とされております。当広域連合といたしましても、保険者機能を強化すべく、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報を活用して、地域特有の疾病形態、健康課題を把握してまいります。

また、人は年を重ねるとともに、咀嚼機能の低下により低栄養の状態に陥ったり、骨密度や筋力の低下などによる運動機能障害により転倒事故などが増えてまいります。このような、身体的要因のほか、配偶者や近い親族・友人の死亡といった精神的要因や、他人との付き合いの減少や引きこもりといった社会的要因からもフレイルが発生いたします。特に、後期高齢者においてはこの傾向が顕著にみられますことから、当広域連合といたしましては、フレイル対策事業を推進していきたいと考えております。今後、関係市町村の皆様と検討し、被保険者の生活の質、QOLの維持向上を図るとともに、医療費の適正化に努力してまいります。

これからも議員各位の御支援をよろしくお願い申し上げます。それでは、今回提案をいたしました諸議案につきまして、その概要を、御説明申し上げます。

議案第5号は、平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

今回の特別会計補正予算は、平成28年度の療養給付費等の精算を行うもので、歳入歳出それぞれ45億5,309万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,534億758万3千円とするものであります。

それでは、歳入補正予算の概要を御説明申し上げます。市町村支出金におきましては、療養給付費負担金の過年度精算分として2億1,061万7千円を計上いたしました。また、精算に必要な財源として平成28年度からの繰越金、43億4,248万1千円を計上いたしました。

続きまして、歳出補正予算の概要を御説明申し上げます。平成28年度の療養給付費等の精算に伴う償還金として、市町村に対し6億4,784万1千円、国に対し26億9,999万5千円、県に対して8,157万6千円、支払基金に対し11億2,368万6千円、合計45億5,309万8千円を計上いたしました。

議案第6号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正に伴い、子の範囲を拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。こちらも同様の改正を行うものであります。

議案第8号は、平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

はじめに、平成28年度の一般会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入総額は2億5,581万7,821円、歳出総額は2億2,430万2,850円、歳入歳出差引残額は3,151万4,971円となりました。

歳入の主なものとしたしましては、市町村負担金が2億2,766万6,977円、前年度決算剰余金による繰越金が2,573万3,013円となりました。歳出の主なものとしたしましては、総務費におきまして、市町村派遣職員の人件費負担金を1億8,883万761円支出いたしました。

次に、平成28年度の後期高齢者医療特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入総額は2,441億1,394万4,728円、歳出総額は2,339億6,262万1,037円、歳入歳出差引残額は101億5,132万3,691円となりました。

歳入の主なものとしたしましては、市町村支出金として、各市町村から納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで410億3,513万7,606円の収入がありました。

国や県からの支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金などで、国から796億8,673万2,991円、県から198億5,255万803円の収入がありました。

支払基金交付金としたしましては、現役世代からの支援金944億6,987万4,000円の収入がありました。

また、前年度決算剰余金による繰越金として、86億4,228万1,982円を収入いたしました。

歳出の主なものとしたしましては、総務費におきまして、レセプトの管理及び点検業務、並びに電算処理業務にかかる経費など4億5,140万6,694円を支出いたしました。

保険給付費におきましては、療養給付費を2,147億9,740万5,001円、療養費を

26億2,190万5,772円、高額療養費を90億4,968万4,563円、高額介護合算療養費を1億8,814万5,869円、葬祭費を8億5,325万円支給いたしました。

審査支払手数料及び葬祭費を除く、医療給付費は、2,266億5,714万1,205円となり、前年度と比べ約0.9%、20億円の増加となりました。これは、被保険者数が2.7%増加したものの、1人当たりの医療給付費が1.9%減少したことによるものであります。

保健事業費におきましては、健康診査費として、ぎふ・すこやか健康診査業務委託料を5億7,313万8,775円、ぎふ・さわやか口腔健康診査業務委託料を5,635万6,453円支出いたしました。健康診査受診率は、前年度の21.0%から21.5%と増加いたしました。また、口腔健康診査受診率は、前年度の5.2%から4.9%となり、残念ながら前年度を下回っております。

諸支出金におきましては、平成27年度の療養給付費負担金及び保健事業費負担金等の精算に伴い、国や市町村、支基金への償還金など45億4,263万1,066円支出いたしました。

また、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災等により被災され、岐阜県に転入された方々に対する支援といたしまして、医療費の一部負担金等の免除や、保険料の減免を行いました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、今回提案をいたしました議案について、御説明をいたしました。今後とも各市町村と十分に協議、連携を図りながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須田 眞君） これら4件に対する質疑の通告はありません。これら4件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件について、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号を採決します。

お諮りします。本件については、これを認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、認定すべきものと決しました。

閉 議 閉 会

○議長（須田 眞君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、平成29年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時54分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

須田 眞

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長

岩谷 真海

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

松 永 清彦

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

松 原 秀 安